

市内全ての墓地の管理・利用の実態を明らかにし、墓地行政を適切に推進



問い合わせ先 人吉市市民部環境課
 ☎ 0966-22-2111(内線2711,2712) <http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>

■ 墓地の経営許可などに関する権限移譲を契機に、市内に存在する全ての墓地について管理・利用の実態を調査し、墓地の安全確保や利用について適切な指導・助言を実施



↑人吉市西間下町(にしあいだしもまち)地区の民有墓地の位置図(一部)。地区全体で、調査以前に把握していた8箇所(赤部分)から、新たに29箇所(青部分)を把握 → 市有墓地の調査状況。使用者宛てに手紙を貼付 → 市有墓地内における管理が行き届かない古い墳墓

取組の背景 権限移譲に伴い、県と市の墓地データの差異が課題に

- 墓地は、各地において先祖代々受け継がれてきたが、地方の過疎化や核家族化により、日頃の管理がおろそかになったり、所有者が分からなくなるなどの問題が発生している。
- 第2次一括法による「墓地、埋葬等に関する法律」の改正により、平成24年4月、熊本県から人吉市に墓地の経営許可などに関する権限が移譲された。移譲時点で、市の土地台帳もしくは、課税名目上で墓地となっている土地数は844であった一方、県の許可台帳によれば、県から経営許可を取得している市内の墓地は53しかなく、両者の数値に大きな差異が生じていた。
- また、墓地や納骨堂を設置する際に、県の許可が必要であることを知らない市民が多かったことから、市内に墓地が乱立する状況となっていた。さらには、昭和23年の同法の施行以前からある古い墓地が多く存在し、中には所有者が不明となり、墓石の放置、雑草の繁茂、通路の崩落など、安全面や環境面の問題が生じている可能性があり、全体像の把握が急務となっていた。

取組の概要 市内に存在する全ての墓地の管理・利用の実態を確認

- 平成24年度から、墓地に関する経営許可などの権限が県から市に移譲されたことに伴い、県の資金を活用して、市内に存在する全ての民有墓地及び市有墓地14箇所(約7万平方メートル)の実態確認調査を実施し、市内墓地の危険箇所などの全体像を把握した。
- 調査の結果、今回改めて把握された市内の民有墓地総数981箇所のうち、経営許可を取得している墓地は53箇所であり、全体の95%に相当する残りの928箇所は無許可経営である実態が明らかとなった。また、市有墓地の墳墓数2,786のうち、約7割に相当する1,913が無縁化(使用者が不明)している可能性が高いという実態も明らかとなった。

人吉市内の市有墓地の実態確認調査の結果

	墳墓数 a(基)	うち使用あり b(基)	返信あり H27.2.28 現在 c	うち無縁d	空き区画 a-(b+d)
市有墓地全体	2,786	873	460	1,913	54
使用率(b/a)		31.4%	52.7%	68.7%	
返信率(c/b)					
無縁率(d/a)					

※「市有墓地」とは、人吉市が所有する土地に存在する墓地であり、市営墓地とは異なる

取組の成果 墓地の安全確保や利用について、適切な指導・助言を実施

- 本調査により、市内に存在する墓地の位置、所有者、危険箇所、使用状況などの実態を確認することができ、移譲された経営許可、報告徴収などの権限を活用しつつ、
 - ・ 災害時に危険であると考えられる墓地について改善を指導することができた。
 - ・ 改葬の手続の際、場所の確認や管理者への連絡が円滑にできるようになった。
 - ・ 墓地を探している方に対して空き区画などの適切なアドバイスが可能となった。
 - ・ 今後、無許可で墓地を設置したり、墓石を放置した場合の把握、是正指導も容易となった。
- このように、市が移譲された権限を積極的に活かすことにより、住民に身近な墓地について行政サービスの向上が図られている。
- なお、本調査により、昔から存在する無許可経営の墓地の取扱いなど整理すべき課題も判明したことから、現在、墓地行政の在り方の基本方針の策定に向け、市において検討を行っている。

※無縁とみられる墳墓は、官報掲載及び1年間の立札掲示により申し出のない場合、無縁墳墓と確定し、土地の所有者などが改葬できることとされている

地方分権改革との関連

- 従来、墓地の経営許可などに係る権限は、都道府県、指定都市、中核市が有していた。
- 平成23年8月の第2次一括法により、「墓地、埋葬等に関する法律」が改正され、墓地の経営許可、立入検査・報告徴収、使用禁止命令などに係る権限が全ての市及び特別区に移譲された。この結果、地域の墓地の実情に精通した市が、墓地行政を総合的に担うことが可能となった。